

定 款

(2023 年 3 月 1 日改正)

株式会社 植松 商 会

株式会社 植松商会 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社植松商会と称し、英文ではU e m a t s u S h o k a i C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 電子応用機器・自動制御機器その他産業機器、工作機械、機械工具及び鋼材・鋼管の販売
2. 各種機械器具据付工事の請負
3. 古物品の販売
4. 高圧ガス及び高圧機器の販売
5. 前各号に附帯する外国貿易業務
6. 損害保険代理店業務
7. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を仙台市に置く。

(機関)

第4条 本会社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、8,360,000株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求制度)

第8条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を本会社に対し売渡すことを請求（以下「買増し」という。）することができる。ただし、本会社が当該請求に係る株式を保有していない場合はこの限りではない。

- (2) 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 本会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 本会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 本会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 本会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当る。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、総会毎に株主又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

- (2) 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

- (2) 本会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- (4) 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は本会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- (2) 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 本会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当る。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(2) 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 本社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 本社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(2) 監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

株主総会終結の時までとする。

- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 本会社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 本会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- (2) 本会社は、毎年3月20日または9月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- (3) 本会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない。

(期末配当金等の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

- (2) 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。